

東京都消費生活条例に基づく品質等の表示  
を行うべき商品の指定の解除について

答 申（案）

平成29年12月

第24次東京都消費生活対策審議会

## 目 次

1	東京都消費生活条例と家庭用品の品質表示・・・・・・・・・・	1
2	条例に基づく「帽子」の品質表示・・・・・・・・・・	1
3	家庭用品品質表示法施行規則の改正・・・・・・・・・・	1
4	指定を解除すべき商品・・・・・・・・・・	2
	付属資料・・・・・・・・・・	3
1	諮問文	
2	第24次東京都消費生活対策審議会委員名簿	

## 1 東京都消費生活条例と家庭用品の品質表示

多くの商品の中から、消費者が自分の望むものを適切に選択し、購入・利用するためには、正しく、十分な表示が必要である。

都は、東京都消費生活条例（以下「条例」という。）に、食品・家庭用品の品質表示（第16条第1項）、サービス内容の表示（同条第2項）、自動販売機により販売される商品等の表示（同条第3項）、品質等の保証表示（第17条）及び単位価格表示（第18条）の規定を定め、事業者これらを表示を義務付けている。

家庭用品の品質表示に関しては、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高い品目が、「品質表示の必要な家庭用品」として家庭用品品質表示法により指定され、表示すべき事項と表示に際して遵守すべき事項が定められている。

都は、同法で規制のない10品目について、条例に基づき商品の指定を行い、消費者参加の下に品質表示の基準を作り、事業者に対し基準に合った表示を義務付けている。

## 2 条例に基づく「帽子」の品質表示

都は、昭和54年7月10日に、「帽子」を条例第16条第1項に基づく品質表示を義務付ける商品として指定し、昭和55年4月10日に施行した。

条例に基づき、義務付けている内容は以下のとおりである。

商品	表示すべき事項
帽子 (家庭用品品質表示法施行令別表第1号(1)に掲げられた糸を使用した織物製又は編物製の实用帽子で、表面積のうち織物又は編物の割合が50%以上のものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"><li>表生地繊維の組成</li><li>取扱方法</li><li>事業者の氏名又は名称</li></ul>

## 3 家庭用品品質表示法施行規則の改正

平成29年3月30日に家庭用品品質表示法施行規則が改正され、平成30年4月1日から、新たに「帽子」が家庭用品品質表示法の規制対象に加えられる。

家庭用品品質表示法に基づき、義務付けられる内容は以下のとおりである。

対象	品質に関し表示すべき事項
帽子 (家庭用品品質表示法施行令別表第1号(1)に定める糸を表生地の全部又は一部に使用して製造したものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"><li>繊維の組成</li><li>家庭洗濯等取扱方法</li><li>表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号</li></ul>

#### 4 指定を解除すべき商品

以上のとおり、条例第16条第1項に基づき品質表示を義務付けている商品である「帽子」は、平成30年4月1日から家庭用品品質表示法の適用を受けるため、これに伴って、同項に基づく商品の指定を解除すべきである。

## 付 属 資 料

- 1 諮問文
- 2 第24次東京都消費生活対策審議会委員名簿

29生消企第418号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について  
諮問する。

平成29年12月19日

東京都知事 小池 百合子

記

東京都消費生活条例に基づく品質等の表示  
を行うべき商品の指定の解除について

## 諮 問 事 項

「東京都消費生活条例に基づく品質等の表示  
を行うべき商品の指定の解除について」

## 諮 問 の 趣 旨

都は、東京都消費生活条例に基づき、消費者が商品を購入するに当たり、その品質等について容易に情報を得ることができるよう、品質等の表示を行うべき商品を指定し、商品ごとに、表示すべき事項及び方法を定め、事業者に対してこれらを表示することを義務付けている。

家庭用品品質表示法施行規則の改正に伴い、都が品質等の表示を行うべき商品として指定している一部の商品について、平成30年4月1日から家庭用品品質表示法による表示が義務付けられることから、東京都消費生活条例に基づく商品の指定の解除について諮問するものである。

## 第24次東京都消費生活対策審議会委員名簿

平成29年12月19日現在

	氏 名	現 職
会 長 会長代理	後藤 卷則	早稲田大学大学院法務研究科教授
	野澤 正充	立教大学法科大学院長・立教大学大学院法務研究科教授
	阿部 美雪	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
	石戸谷 豊	弁護士
	井上 淳	日本チェーンストア協会専務理事
	上村 協子	東京家政学院大学現代生活学部教授
	柿野 成美	公益財団法人消費者教育支援センター 総括主任研究員
	加藤 雅之	東京都議会議員
	上村 肇	東京都公立高等学校長協会会長
	河上 正二	青山学院大学法務研究科教授
	木村 たまた	主婦連合会消費者相談室長
	小浦 道子	東京消費者団体連絡センター事務局長
	越山 健彦	千葉工業大学社会システム科学部教授
	小林 治彦	東京商工会議所理事・産業政策第二部長
	近藤 彰郎	一般財団法人東京私立中学高等学校協会会長
	佐藤 喜次	公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事
	末吉 里花	一般社団法人エシカル協会代表理事
	とや 英津子	東京都議会議員
	西田 佳史	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人間情報研究部門 首席研究員
	原田 由里	一般社団法人ECネットワーク理事
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事
	福島 りえこ	東京都議会議員
	藤井 とものり	東京都議会議員
洞澤 美佳	弁護士	
丸山 正博	西南学院大学商学部教授	
森澤 恭子	東京都議会議員	
専門員	板寺 正行	東京都民生児童委員連合会常任協議員
	大澤 裕次	東京都金融広報委員会事務局長
	山根 勉	公益財団法人東京都私学財団事務局長